

内容見本
(A5判縮小)

[26] 履行不能（損害賠償請求）
〔民412の2〕

<要件事実>

旧	① 当該債務の履行が不能であること ② ①が後発的不能であること
新	① 当該債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であること ② 〔削除〕

ポイント

1 改正内容について
(1) 改正前
改正前は、履行不能という概念自体は債務不履行の一態様として確立していたものの、民法上に履行不能の一般的な要件・効果に関する明確な規定は存在していませんでした（履行不能に言及している規定とし

(2) 改正後
改正後は、「債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない」（民412の2①）として、履行不能の要件・効果に関する規定が新設されました。
また、原始的不能と後発的不能とを区別せず、契約成立時に履行不能であったとしても、債務不履行による損害賠償請求（民415）が認められる旨が明記されました（民412の2②）。

2 要件事実について
① 「債務の発生原因」と「取引上の社会通念」に照らして履行不能であることの主張です。
② 後発的不能であること（要件事実②）については、前述のとおり改正によって原始的不能であっても債務不履行の一態様として扱われることになり、不要となりました。なお、改正前にも原始的不能と後発的不能とを区別する合理的理由がない限り、要件事実②を不要とする学説があり、改正はそのような学説を採用したものといえるでしょう。

3 訴状例について
レンタカー事業者である原告が中古自動車を購入したところ、当該自動車が契約締結前に事故で大破していたことから、当該自動車のレンタルによって得べき利益の損害賠償を求めたという事例です。
請求の原因第2項が履行不能の主張です（要件事実①）。物理的に修

訴状例

第1 請求の趣旨
1 被告は、原告に対し、〇万円及びこれに対する訴状送達の日を翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え
2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。
第2 請求の原因

第4節 債権譲渡・債務引受

[57] 譲渡制限特約につき悪意重過失の譲受人からの請求（譲受債権請求）
〔民466〕

<要件事実>

旧	—
新	① 譲渡対象債権につき履行遅滞となっていること（確定期限がある場合）期限の経過（双務契約に基づく場合）反対債務の履行又はその提供

第4節 消費貸借

[82] 書面とする消費貸借（貸金交付請求）
〔民587の2〕

<要件事実>

旧	① 金銭返還の合意 ② 金銭交付の合意 ③ 〔新設〕
新	① 金銭返還の合意 ② 金銭交付の合意 ③ ①②の合意は書面（又は電磁的記録）によること

ポイント

1 改正内容について
(1) 改正前
改正前においては、典型契約としての消費貸借契約は要物契約であり、目的物の交付が契約の成立要件とされていました（旧民587）。一方で、無名契約としての諾成的消費貸借契約も認められていたことから（最判昭48・3・16金法683・25）、当事者間で消費貸借の合意が成立した場

新債権法下での請求原因事実の具体的な記述がわかる！

新債権法における要件事実と訴状記載のポイント

著 中村知己（弁護士）



◆債権法改正前後の要件事実を対比していますので、改正に伴う訴状記載の留意点がわかります。

◆新債権法の条単位で改正内容、要件事実、訴状例がわかります。

◆旧新条数索引を掲載していますので、旧条と新条のどちらからも検索が可能です。

A5判・総頁418頁
定価5,500円（本体5,000円）
送料460円

WEBサイト
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339
受付時間8:30~17:00（土・日・祝日を除く）
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

〈電子版〉
定価 4,400円
（本体 4,000円）

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西新宿2-1-1
名古屋本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1-1-1
大阪本社 〒540-0037 大阪府中央区南船場2-1-1

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西新宿2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区南船場2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8683 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.10)51000521

この出版物は環境にやさしい「緑の印刷」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 総則

第1節 意思能力・公序良俗

- 1 意思能力（動産引渡請求）〔民3の2〕
- 2 公序良俗（債務不存在確認請求）〔民90〕

第2節 意思表示

- 3 心裡留保と第三者（土地明渡請求）〔民93②〕
- 4 意思表示に対応する意思を欠く錯誤（債務不存在確認請求）〔民95①一〕
- 5 動機の錯誤（債務不存在確認請求）〔民95①二〕
- 6 表意者の重過失による錯誤（債務不存在確認請求）〔民95③〕
- 7 錯誤と第三者（土地明渡請求）〔民95④〕
- 8 第三者による詐欺（動産引渡請求）〔民96②〕
- 9 詐欺と第三者（土地明渡請求）〔民96③〕
- 10 意思表示の到達の妨害（遺留分減殺請求）〔民97②〕

第3節 代理

- 11 代理権の濫用（売買代金請求）〔民107〕
- 12 代理権授与表示及び権限外の行為の表見代理（所有権移転登記手続請求）〔民109〕
- 13 代理権消滅後及び権限外の行為の表見代理（所有権移転登記手続請求）〔民112②〕
- 14 無権代理人の責任（売買代金請求）〔民117〕

第4節 無効及び取消し・条件及び期限

- 15 原状回復の義務（原状回復請求）〔民121の2〕
- 16 条件の成就の妨害等（不当利得返還請求）〔民130②〕

第5節 時効

- 17 消滅時効の援用（抵当権設定登記抹消登記手続請求）〔民145〕
- 18 裁判上の請求による時効の完成猶予（売買代金請求）〔民147〕
- 19 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予（貸金返還請求）〔民151〕
- 20 承認による時効の更新（売買代金請求）〔民152〕

第2章 債権総則

第1節 債権の目的

- 21 特定物の引渡しの場合の注意義務（損害賠償請求）〔民400〕
- 22 法定利率（貸金返還請求）〔民404〕
- 23 不能による選択債権の特定（動産引渡請求）〔民410〕

第2節 債権の効力

第1款 債務不履行の責任等

- 24 確定期限と履行遅滞（売買代金請求）〔民415①〕
- 25 不確定期限と履行遅滞（貸金返還請求）〔民412②〕
- 26 履行不能（損害賠償請求）〔民412の2〕
- 27 受領遅滞（増加費用請求）〔民413②〕

- 28 履行遅滞中の履行不能（損害賠償請求）〔民413の2①〕
- 29 受領遅滞中の履行不能（請負報酬請求）〔民413の2②〕
- 30 債務不履行—履行拒絶（損害賠償請求）〔民415②二〕
- 31 特別事情による損害（損害賠償請求）〔民416②〕
- 32 中間利息の控除（損害賠償請求）〔民417の2〕
- 33 金銭債務の特則（貸金返還請求）〔民419〕
- 34 代償請求権（代償請求）〔民422の2〕

第2款 債権者代位権

- 35 債権者代位権の要件（貸金返還請求）〔民423〕
- 36 登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権（所有権移転登記手続請求）〔民423の7〕

第3款 詐害行為取消権

- 37 詐害行為取消権—原則型（詐害行為取消請求）〔民424, 424の6・7・8・9, 425〕
- 38 詐害行為取消権—相当対価型（詐害行為取消請求）〔民424の2〕
- 39 詐害行為取消権—担保供与型（詐害行為取消請求）〔民424の3〕
- 40 詐害行為取消権—過大代物弁済型（詐害行為取消請求）〔民424の4〕
- 41 転得者に対する詐害行為取消請求（詐害行為取消請求）〔民424の5〕
- 42 債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利（反対給付返還請求）〔民425の2〕
- 43 詐害行為取消請求を受けた転得者の権利（売買代金請求）〔民425の4〕

第3節 多数当事者の債権及び債務

第1款 債権者が複数の場合（連帯債権・不可分債権）

- 44 連帯債権（貸金返還請求）〔民432〕
- 45 不可分債権（動産引渡請求）〔民428〕

第2款 債務者が複数の場合（連帯債務・不可分債務）

- 46 連帯債務（貸金返還請求）〔民436〕
- 47 不可分債務（動産引渡請求）〔民430〕
- 48 連帯債務者の一人に対する履行の請求（貸金返還請求）〔民441〕
- 49 連帯債務者間の求償権（求償請求）〔民442〕
- 50 償還をする資力のない者の負担部分の分担（分担請求）〔民444〕

第3款 保証債務

- 51 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務（保証債務履行請求）〔民458の3〕
- 52 委託を受けた保証人の求償権（事後求償請求）〔民459〕
- 53 委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権（事後求償請求）〔民459の2〕
- 54 個人根保証契約の保証人の責任等（保証債務履

行請求）〔民465の2〕

- 55 保証人が法人である根保証契約の求償権（保証債務履行請求）〔民465の5〕
- 56 事業に係る債務についての保証債務の特則（保証債務履行請求）〔民465の6～9〕

第4節 債権譲渡・債務引受

- 57 譲渡制限特約につき悪意重過失の譲受人からの請求（譲受債権請求）〔民466〕
- 58 債務者・引受人間の併存的債務引受（売買代金請求）〔民470③〕
- 59 債権者・引受人間の免責的債務引受（売買代金請求）①〔民472②〕
- 60 債務者・引受人間の免責的債務引受（売買代金請求）②〔民472③〕

第5節 債権の消滅

第1款 弁済

- 61 弁済（債務不存在確認請求）〔民473〕
- 62 預貯金口座に対する払込みによる弁済（債務不存在確認請求）〔民477〕
- 63 受領権者としての外観を有する者に対する弁済（債務不存在確認請求）〔民478〕
- 64 代物弁済（所有権移転登記手続請求）〔民482〕
- 65 弁済による代位の要件（代位請求）〔民499～501〕
- 66 一部弁済による代位（代位請求）〔民502〕

第2款 更改

- 67 給付内容の変更による更改（動産引渡請求）〔民513〕
- 68 債務者の交替による更改（売買代金請求）〔民514〕
- 69 更改後の債務への担保の移転（抵当権移転登記手続請求）〔民518〕

第3章 契約

第1節 総則

第1款 契約上の地位の移転・契約の解除

- 70 契約上の地位の移転（目的物引渡請求）〔民539の2〕
- 71 催告によらない解除—履行拒絶（代金返還請求）〔民542, 545〕

第2款 定型約款

- 72 定型約款の合意（通信料請求）〔民548の2〕
- 73 定型約款の変更（通信料請求）〔民548の4〕

第2節 贈与

- 74 贈与（動産引渡請求）〔民549〕
- 75 贈与者の引渡義務等（損害賠償請求）〔民551〕

第3節 売買

- 76 権利移転の対抗要件に係る売主の義務（所有権移転登記手続請求）〔民560〕
- 77 他人の権利の売買における売主の義務（損害賠償請求）〔民561〕
- 78 買主の追完請求権（修補請求）〔民562〕

- 79 買主の代金減額請求権（代金返還請求）〔民563〕
- 80 担保責任の期間の制限（代金返還請求）〔民566〕
- 81 買戻しの特約（所有権移転登記手続請求）〔民579〕

第4節 消費貸借

- 82 書面とする消費貸借（貸金交付請求）〔民587の2〕
- 83 利息（貸金返還請求）〔民589〕
- 84 期限前弁済（損害賠償請求）〔民591③〕

第5節 使用貸借

- 85 使用貸借（目的物引渡請求）〔民593, 593の2〕
- 86 使用貸借の終了（借用物返還請求）〔民597, 598〕
- 87 借主による収去等（収去・原状回復請求）〔民599〕
- 88 損害賠償等の請求権についての期間の制限（損害賠償請求）〔民600〕

第6節 賃貸借

- 89 不動産の賃貸人たる地位の移転（賃料請求）〔民605の2〕
- 90 合意による不動産の賃貸人たる地位の移転（地代請求）〔民605の3〕
- 91 不動産の賃借人による妨害の停止の請求等（妨害排除請求）〔民605の4〕
- 92 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（賃料返還請求）〔民611〕
- 93 敷金（敷金返還請求）〔民622の2〕

第7節 雇用／請負

- 94 履行の割合に応じた報酬（雇用報酬請求）〔民624の2〕
- 95 注文者が受ける利益の割合に応じた報酬（請負報酬請求）〔民634〕
- 96 請負人の担保責任（原状回復請求）〔民新民法該当なし（旧635の削除）〕

第8節 委任

- 97 受任者の履行割合に応じた報酬（委任報酬請求）〔民648③〕
- 98 成果等に対する報酬（委任報酬請求）〔民648の2〕
- 99 委任の解除（損害賠償請求）〔民651②〕

第9節 寄託

- 100 期限前返還（損害賠償請求）〔民662②〕
- 101 損害賠償等の請求権についての期間の制限（損害賠償請求）〔民664の2〕

第10節 組合

- 102 加入・脱退した組合員の責任（組合債務履行請求）〔民677の2②, 680の2①〕
- 103 脱退した組合員の組合に対する求償権（求償請求）〔民680の2②〕

民法（債権法）旧新条数索引

※〔 〕内は項目に関連する代表的な債権法改正後の条数です。

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください